

デフレ脱却・経済活性化の観点から、株式市場の活性化を図るため、株式等に係る課税を抜本的に見直すことが必要

株式等譲渡益課税について、一定の要件の下、非課税とすること

- 新証券税制は複雑であり、広く個人投資家一般の理解を得にくい。
- 非課税制度の内容も、申告が必要で、かつ取得・売却の時期や購入額等、様々な制約条件が課されており、投資家に与えるインパクトは限定的。

具体的には

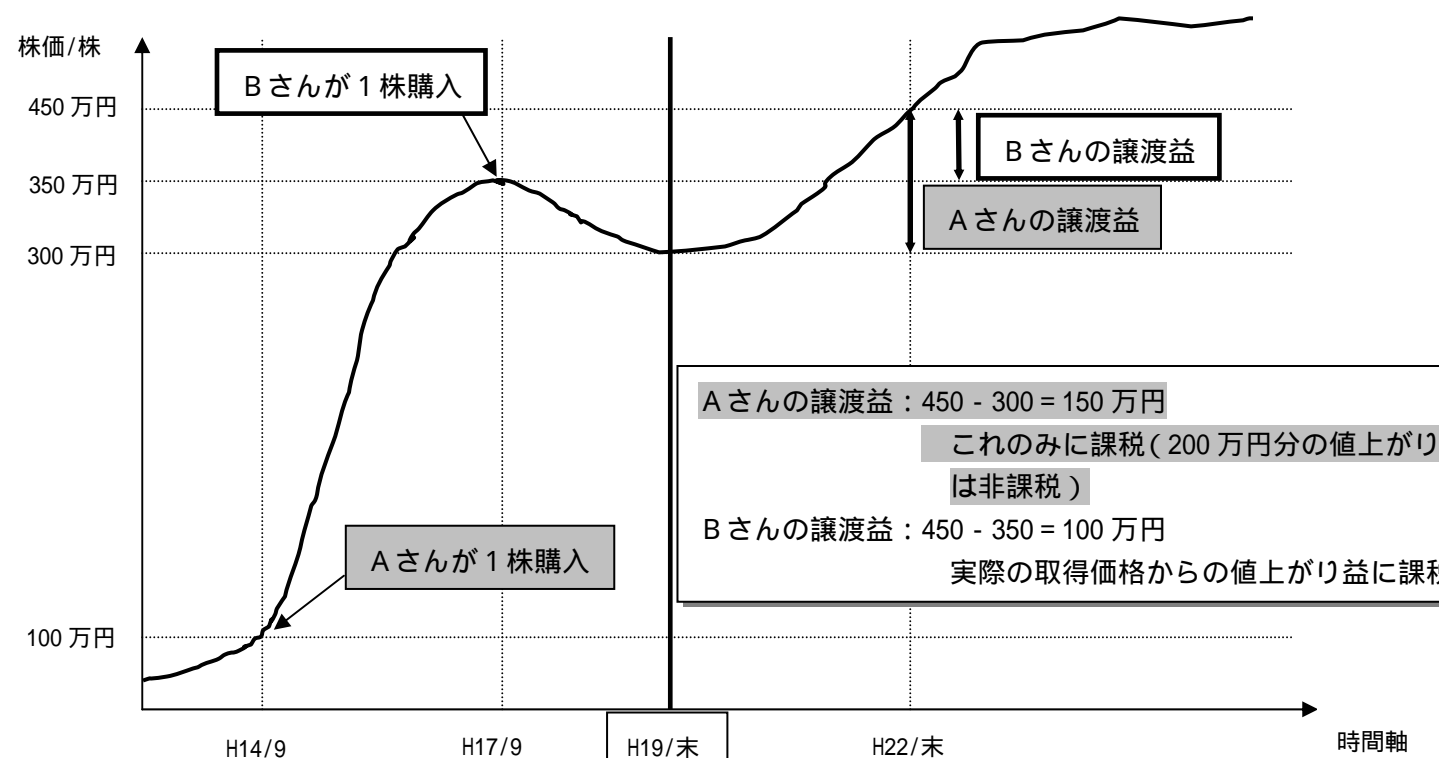
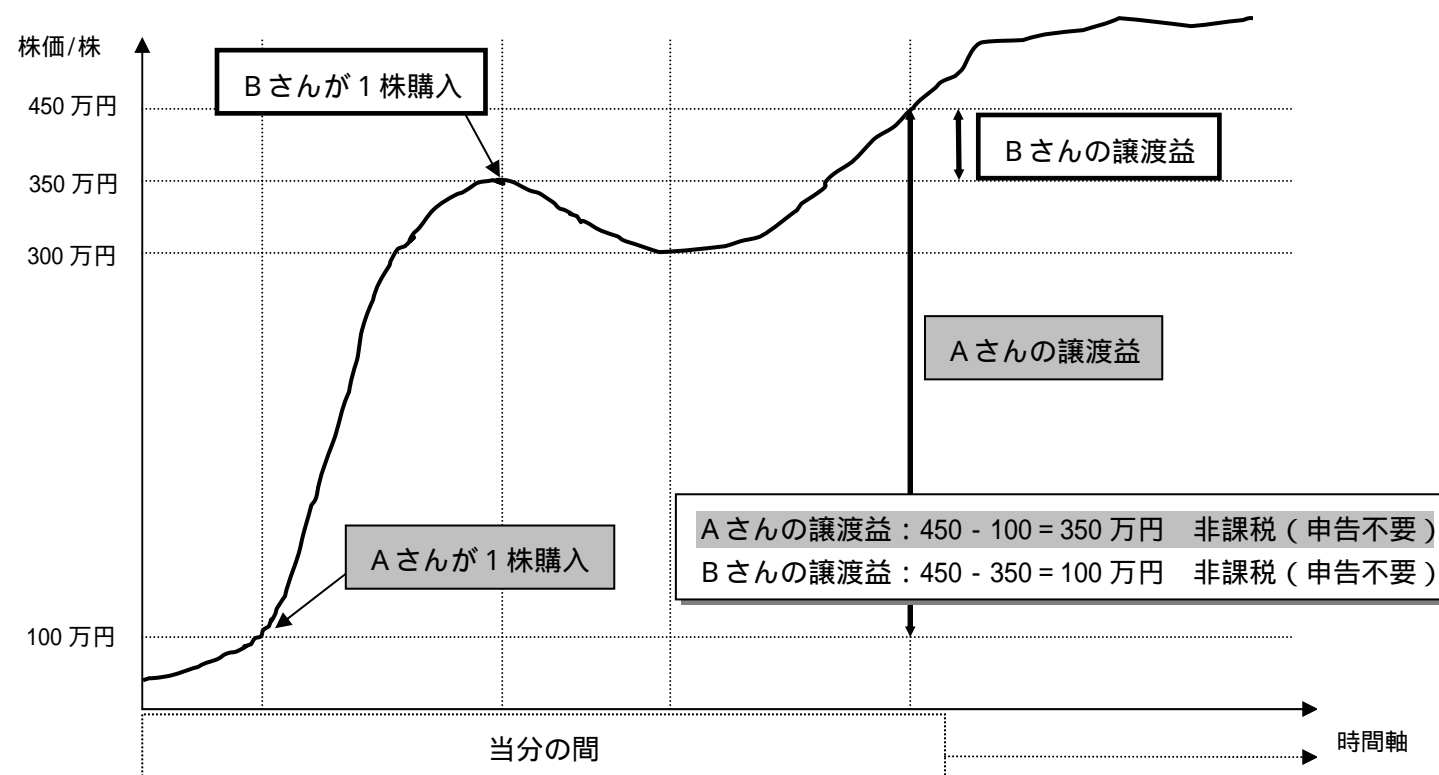
例えば、

現在保有、今後購入の如何を問わず、当分の間、大幅な非課税措置（申告不要）を講じる。

あるいは、

現在保有、今後購入の如何を問わず、H19年末以降も継続保有される株式については、H19年末時点での値上り益相当額を非課税とする（平成19年末時点での株価を新取得価格とみなす）。

（注）H19年末時点の株価を上回る価格で取得した株式については、当該価格が取得価格となる。



デフレ脱却・経済活性化の観点から、土地取引の活性化を図るため、土地の取得・保有・譲渡に係る課税を総合的に見直すことが必要

1. 不動産取得税（4%）登録免許税（5%他）の負担水準の軽減を図ること

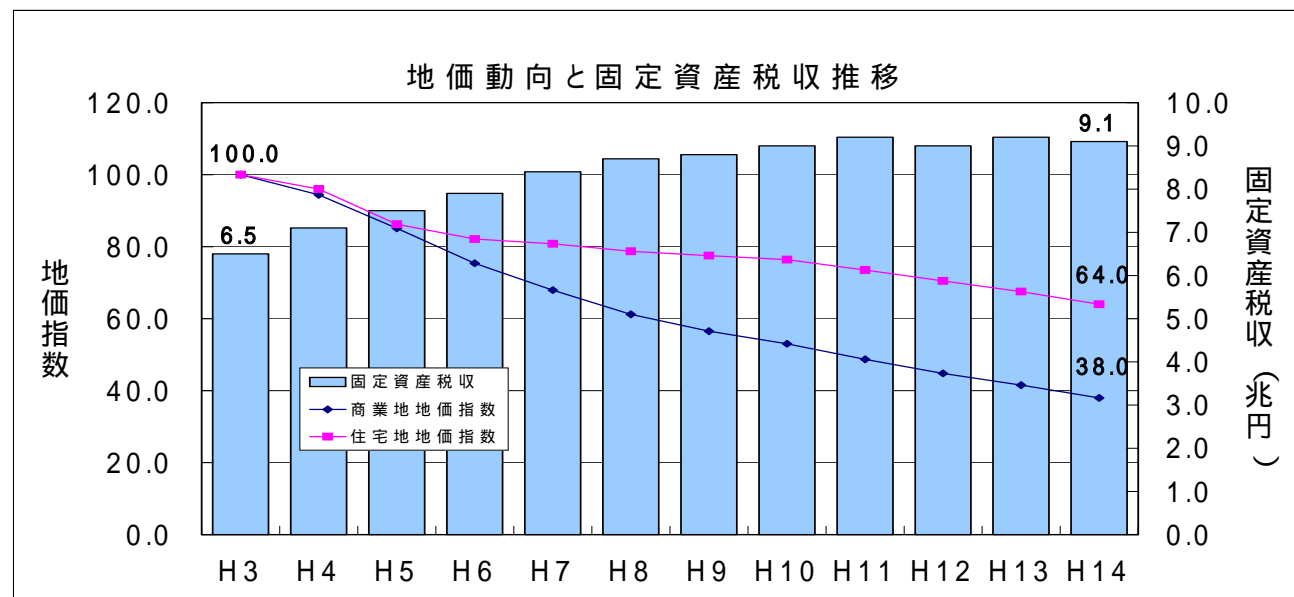
- いずれも不動産取引の背後にある担税力に着目した課税。課税根拠に重複感があるのみならず、担税力が乏しい現下の経済情勢では、その軽減が不可欠。

【政府税調中期答申（H12/7）】

「不動産取得税は、不動産の取得の背後にある担税力に着目して課される税です」  
 「登録免許税は、基本的に、登記などによって生じる利益に着目するとともに、登記・登録などの背後にある財の売買その他の取引などを種々の形で評価し、その担税力に応じた課税を行うものです」

2. 固定資産税の課税方法を地価動向と整合性のとれたものに見直すこと

- 平成6年度の評価換え以降、固定資産税負担が全般的に引き上げられた結果、地価が下落する一方、固定資産税収は増加傾向を辿るなど、その課税のあり方が納税者にとって理解しづらい状況。



(国土交通省資料より作成)

(参考) 東京都においては、東京23区非住宅地の固定資産税、都市計画税の負担緩和のため、平成14年度分の小規模非住宅用地の固定資産税、都市計画税の2割減免を実施

3. 個人の長期保有土地の譲渡益課税に係る税率を株式等譲渡益課税並みの税率とすること

- 個人の長期保有土地の譲渡益課税は、株式等譲渡益課税に比して負担感が高く、資産間の課税の権衡が確保されていない。  
 個人の長期保有土地の譲渡益課税に係る税率（26%）を、少なくとも長期保有株式等に係る税率並みとすべき

個人の長期保有土地（5年超） に係る譲渡益課税	個人の長期保有株式等（1年超） に係る株式等譲渡益課税
税額 = (譲渡益 - 特別控除100万円) × 税率26%	税額 = (譲渡益 - 特別控除100万円) × 税率10% ( )
	( ) 平成17年までの暫定税率。平成18年以降の売却に係る譲渡益については、一般税率20%を適用

4. 特別土地保有税、地価税、法人の土地譲渡に係る重課制度を廃止すること

- いずれも、地価高騰の抑制を図るために導入された課税であり、地価が大きく下落した現在、もはやその意義を喪失。

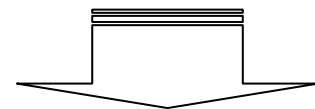
	課税の現状
特別土地保有税	一定面積以上の低・未利用地のみ課税 <税収規模>平成5年：1,472億円 平成12年：425億円
地価税	平成10年以降、課税停止中
法人の土地譲渡に係る重課制度	平成15年12月31日まで課税停止中

わが国経済を再活性化し、早期回復への道筋を確たるものとするために、金融・産業の同時再生に資する措置として、欠損金の繰越控除・繰戻還付制度の大幅な見直しを行うことが必要

1. 繰越期間（5年）を少なくとも10年に延長すること

2. 繰戻還付制度の凍結措置（平成16年3月末まで）を解除し、繰戻期間（1年）を少なくとも2年以上に延長すること

- 企業再生や不良債権処理を促進する上で、企業の各事業年度毎の税負担を平準化し、経営の中長期的な安定性を確保することが必要であるが、そのための措置として現行制度は不十分であり、**欧米主要国の制度との比較においても著しく見劣りする。**
- 欠損法人の割合が7割弱に達する中、将来所得との通算の蓋然性が高まることにより、**金融機関のみならず、産業界全般にわたって、思い切った事業の再構築が可能になる。**
- 戦後税制の基礎であるシャウプ勧告（昭和24年9月）では、法人の欠損金は**所得で相殺されるまで繰越を継続するものとされており、繰戻還付の効果についても高く評価している。**



わが国経済が置かれている状況や企業の国際競争力維持・向上といった観点を踏まえれば、一段の見直しが必要

【参考】

<欠損金の繰越控除・繰戻還付期間の国際比較>

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
繰越控除	5年	20年	無期限	無期限	5年
繰戻還付	1年 (凍結中)	2年	1年	1年	3年

<シャウプ勧告（昭和24年9月）>

「法人たると否とにかかわらず、納税者がある年度に欠損を生じた場合、この欠損を翌年度以降の損益計算において繰越して控除しうることにし、欠損額が所得で相殺されるまで繰越を継続する」

（注）シャウプ勧告では、制度の濫用を防止する観点から、欠損金の繰越制度については所要帳簿を具備する納税者に限り適用すべき、としている。

- ・税法上の帳簿保存期間は現行7年
- ・商法上の帳簿保存期間は現行10年
- ・アメリカ・イギリス・ドイツでは挙証責任を納税者に課す一方、大幅/無期限の欠損金繰越を許容

等を踏まえれば、シャウプ勧告の考え方に立った一段の見直しが考えられる

わが国経済を再活性化し、早期回復への道筋を確たるものとするために、金融・産業の同時再生に資する措置として、産業活力再生特別措置法に基づく税制上の特例措置を延長すると共に、大胆な拡充を行うことが必要



産業活力再生特別措置法（以下、産活法）に基づく各種支援措置の中で、**最も多く利用されているのは“税制特例措置”**

【支援措置の利用実績】（平成14年7月末現在）

認定案件数合計	企業が利用した支援措置（ ）		
	税制特例措置	財政・金融特例措置	商法特例措置
147件	129件	40件	44件

（ ）複数の特例を同時に利用するケースがあり、認定案件数合計とは不一致

企業の再生促進を図るためには産活法認定事業者等に対する税制措置の拡充が最も効果的

1. 現行措置の延長・拡充

【現行措置】

【要望】

欠損金の繰越控除・繰戻還付	認定事業者が行う設備廃棄等に係る欠損金について、繰越控除：7年間、繰戻還付：1年間、の適用が可能	すべての欠損金について、繰越控除：10年超、繰戻還付：2年超、に延長
登録免許税	認定事業者の組織再編等に係る登録免許税の軽減措置あり [増資] 本則：7% 産活法：0.15% [不動産所有権移転] 本則：5% 産活法：3.5% 等	非課税に
特別償却	構造不況業種に属する認定事業者が導入する特定設備について、導入初年度の特別償却が可能	対象となる事業者・設備を拡大
不動産取得税	認定事業者から不動産を取得する場合の不動産取得税を6分の5に軽減	非課税に

2. 新たな措置の創設

債務免除益に係る課税の軽減	適用事業者に生じる債務免除益の非課税化もしくは課税繰延べ
資産評価損の損金算入許容	適用事業者が行う資産の評価換えにより生じる評価損の損金算入許容
印紙税の非課税化	適用事業者が行う株券発行に係る印紙税の非課税化

外形標準課税

現下の経済情勢等に鑑み、外形標準課税を導入しないこと

経済の回復が阻まれる

- 現下の厳しい経済情勢の下で外形標準課税を導入することは、わが国経済に一層のデフレ効果をもたらし、景気や企業収益の回復に悪影響を及ぼす。

経済界との合意形成がなされていない

- 新税の導入には納税者の理解を得ることが重要。

(参考) 諸外国における外形課税の状況

例えば、フランス、ドイツ等では、外形標準課税に類する税が廃止・縮小の方向に。

	課税標準	課税の状況
フランス (職業税)	固定資産登録台帳賃貸 価格 + 給与の一定割合	給与に対する課税について、2003年に 廃止の予定で段階的縮減
ドイツ (営業税)	営業収益(+営業資本)	1998年、営業資本に対する課税を廃止
アメリカミシガン州 (単一事業税)	利潤 + 報酬 + 純支払利 子 + 減価償却費	1990年から毎年0.1%ずつ税率引下 げ

～外形標準課税、ここが問題！～

銀行及び銀行持株会社の資本金等に対する課税は、

自己資本の充実を阻害

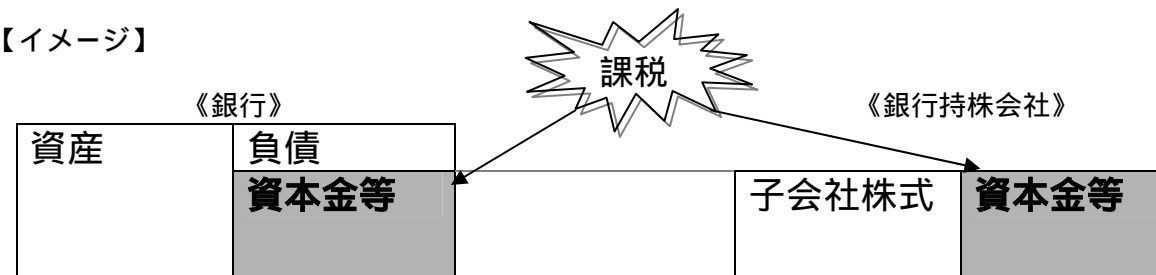
- 自己資本の充実を図るほど税負担は重くなる(国家施策の一貫性を欠く)

更に、銀行持株会社の資本金等に対する課税は、

二重課税

- 銀行持株会社及びその子会社である銀行の資本金等は重複関係にあり、双方への課税は二重課税に他ならない。

【イメージ】



応益性を超える課税

- 銀行持株会社の業務は極めて限定的(子銀行等の経営管理及びこれらに付帯する業務)である一方、資本充実の要請もありその資本金等の規模は大。資本金等は事業活動規模を適切に表してるとは言えず、資本金等に対する課税は行政サービスの対価としては過大。

組織再編を阻害する課税

- 銀行持株会社形態での金融再編の流れを阻害。